

最近の企業再編法制をめぐる動き

－産業再生法・会社分割法制－

我が国企業の事業再編には、株式交換・株式移転制度をはじめ様々なツールが提供されるようになった。第 145 回通常国会では、企業の競争力回復のための特別措置として、産業活力再生特別措置法（産業再生法）及びそれに伴う租税特別措置法改正法が 99 年 8 月 6 日に成立し、10 月 1 日に施行された。産業再生法には、事業再構築の円滑化のための措置及び創業や新事業開拓のための支援策として、商法・税法の特例が盛り込まれている。また、会社分割法制及び新再建手続きなどの新たな事業再編法制も明らかになった。

本稿では、産業再生法および会社分割法制を中心に、これまで行われてきた企業再編法制を取りまとめる。

1. 企業再編を促進・支援する法整備への取り組み

1) 企業活動のグローバル化への対応

ここ数年、企業再編に関わる商法改正及び特例法の制定が相次いで行われている（表 1）。特例法については、そのほか、自己株式の消却、土地再評価など、経済対策として暫定的に企業のバランス・シートの改善と株式需給の適正化を支えるものとなっている（図 1）。

政府は、企業活動のグローバル化に対応するため、97 年に、合併と純粋持株会社のための商法及び独占禁止法の改正を行った。合併に関しては、所要時間と費用を軽減し、さらに公正取引委員会による厳格な国内競争基準の緩和などを行い、純粋持株会社に関しては、設立を解禁し、そのためのガイドラインを定めた。

続いて、依然として手続きが煩雑であった持株会社の創設に関し、98 年に銀行持株会社の創設に対する特例法（銀行持株会社創設特例法）制定によって三角合併および税制優遇の道筋が付けられた。

さらに、すべての株式会社を対象に、キャッシュ・レスでの持株会社の設立および 100%子会社化を円滑に行えるようにする株式交換制度の導入のための本格的な議論が行われ、99 年 8 月 9 日に商法改正法案が成立し、10 月 1 日に施行されたところである¹。

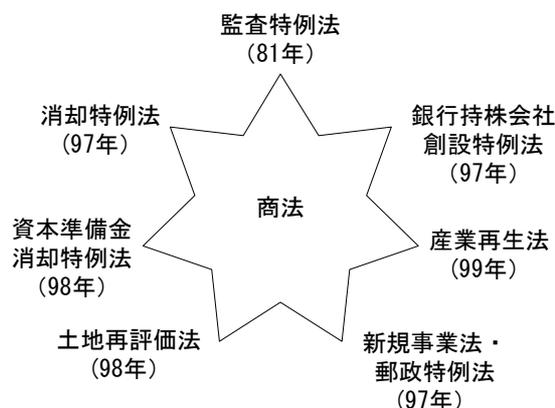
¹ 橋本基美「気運高まる株式交換制度の創設」『資本市場クォーターリー』98 年秋号、同「株式交換・株式移転の導入」『資本市場クォーターリー』99 年夏号参照。

表 1 企業の組織変更に関する法改正と企業動向の経緯

時 期	法改正	企業動向など
97.10.1	商法改正「合併手続の簡素化、簡易合併制度の創設」施行	
97.12.17	純粋持株会社創設の解禁（独占禁止法改正 97.6.12 公布）	ダイエー、純粋持株会社設立（第 1 号）
98. 3.11	銀行持株会社創設特例法の施行、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律成立（97.12.12 公布）	銀行持株会社創設特例法に基づく設立は 1 例もなし。
98.12.21	公正取引委員会「企業結合ガイドライン」公表	
99.1.1	株式保有、合併・営業譲受け等の報告・届出対象範囲を縮減する改正独占禁止法が施行	98 年度の公正取引委員会への届出受理件数は、合併が 1514 件（前年度 2174 件）営業譲受けが 1176 件（同 1546 件）と減少。
99.2.16	法制審議会、株式交換・株式移転制度を導入する「商法等の一部を改正する法律案要綱案」を了承し（99.1.27）、同要綱を法務大臣に答申	（99.3.9）ソニーによる上場子会社 3 社の完全子会社化の発表（新商法を軸とする） （99. 4.26）大和証券、（現商法に基づく抜け殻方式による）持株会社化
99.7.7	法制審議会商法部会「会社分割に関する改正試案」公表（法案は 2000 年通常国会上册予定）	（99.7.1）NTT、NTT 法に基づき、既存の事業部門を分離・分割して会社化し、その上に持株会社設立
99.8.6	産業活力再生法・租税特別措置法改正法成立「事業再構築、創業支援など」（99 年 10 月 1 日施行）	（99.2～5）経団連・通産省から、過剰設備廃棄などに絡み、デット・エクイティ・スワップ構想など産業再生提言
99.8.9	商法改正法成立「株式交換、簡易株式交換、株式移転の制度創設」（99 年 10 月 1 日施行）	（99.11.26）ソニー及び子会社 3 社、株式交換のための臨時株主総会開催
99.8.26	「新再建手続きの導入」のための民事再生法、法制審総会承認（99.10 召集の臨時国会に法案提出予定）	
2000 年 3 月期	企業会計「連結会計制度への全面的移行」	
2001 年 3 月期	企業会計「金融商品の時価会計の本格実施」	
2001 年	連結納税制度の導入（予定）	
2002 年 度	独占禁止法（持株会社の範囲、大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲等）の見直し（予定）	

（出所）野村総合研究所

図1 商法を取り巻く企業再編に関する特例法



(注) 時限立法：資本準備金消却特例法及び土地再評価法は 2000 年 3 月 31 日まで、新規事業法は 2007 年 3 月 31 日まで、産業再生法は 2003 年 3 月 31 日までとなっている。

(出所) 野村総合研究所

2) 企業活力の再生を図る諸施策の検討

バブル経済の崩壊と長引く不況の影響で、過剰設備等を抱えた企業は体力を消耗しており、企業集団の迅速な整理・統合のための施策が急務となっている。次なる課題として、子会社・関連会社及び事業部門の整理・統合という組織のスリム化及び経営資源の効率化のための法整備が求められていた。

政府は、金融再生法に基づく金融機関の不良債権問題への対応を経て、我が国企業の活力の早期再生を図るため、経済戦略会議、経済審議会等において審議を進めてきた。これらの提言を引き継いだ政府の産業構造転換・雇用対策本部（本部長・小渕恵三首相）は、99 年 6 月 11 日に「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策」を決定し、7 月 13 日には「雇用創出・産業競争力強化のための規制改革」をまとめた（表 2、表 3）。

政府は、これらの中で、我が国企業における経営資源の効率的な活用を通じた生産性の向上を実現するため、事業再構築の円滑化のための措置や中小企業者等による新事業の開拓支援を早期に立法することによってバックアップすることとした。99 年 7 月 23 日に上程された「産業活力再生特別措置法」（以下、「産業再生法」という）は、8 月 6 日に成立し、株式交換制度を導入する商法改正法と同じく 99 年 10 月 1 日に施行された。

表2 「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策」の骨子（抜粋）

<p>①事業再構築のための環境整備</p> <p>企業の自助努力を前提としつつ、経営の「選択と集中」を通じた企業の財務体質の改善の円滑化に資するため、企業の組織形態の自由な選択、事業転換や過剰設備の廃棄等を容易にするための環境整備として、以下の措置を講ずる。</p> <p><u>(1) 企業組織の自由な選択</u></p> <p>①株式交換・株式移転制度の導入 ②会社分割制度の導入 ③（合併審査における）独占禁止法の迅速・透明で適切な運用 ④有限責任組合契約制度の検討</p> <p><u>(2) 事業の存続を前提とした会社の円滑な再建</u></p> <p>①新再建型倒産手続の導入 次期国会において、中小企業等会社の再建を迅速かつ柔軟に行うための新再建型倒産手続の早期導入を図る。</p> <p>②債務の株式化のための環境整備 企業の過剰債務問題を解決するための選択肢として、債務者・債権者間の合意に基づき、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を活用できることとするための環境整備を早急に図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関による株式保有制限の弾力化・運用の明確化 ・産業再生のための特別法に基づく無議決権株式の発行限度枠の拡大 <p><u>(3) 戦略的事業再構築（「選択と集中」）を円滑に行うための環境整備</u> （産業再生のための適切な事業再構築等を推進する特別法を次期国会に提出）</p> <p>①分社化等に係る手続き負担の軽減 企業の分社化等の迅速化に資するため、手続面の負担を軽減するための以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物出資等に係る検査役制度の見直し ・分社化時における債務の一括移転制度の整備 ・他の会社から営業の全部を譲り受ける場合の簡易営業譲受制度の整備 <p>②ストックオプションの対象の拡大 子会社の設立など事業再編の円滑化のため、現在当該企業の取締役・使用人のみに限られているストック・オプションを子会社等の取締役・使用人にも付与可能とする措置の次期国会における導入を図る。</p> <p>③従業員・経営者の株式取得（EBO、MBO）により設立する会社の立ち上げ支援 事業再編や社内ベンチャーの活性化を図るため、従業員・経営者の株式取得（EBO、MBO）により設立する会社について、その立ち上げを支援する。その際、優先株発行限度枠の拡大及びストックオプションの付与限度の拡大を図る。</p> <p>④事業再構築のための資金供給の円滑化 ⑤工場跡地等の有効活用の促進 ⑥（旧会社、親会社の）許認可等の承継の簡素化 ⑦債務の株式化のための環境整備（再掲）</p> <p><u>(4) 企業会計制度の変更を円滑に行うための環境整備</u> 退職給付会計、時価会計、連結決算等企業会計制度の変更による企業財務に関する情報開示の徹底を図るとともに、新しい会計制度に円滑に移行するための関連諸制度の整備を行う。</p> <p><u>(5) 資産流動化の促進</u> 土地等の資産の流動化の一層の促進を図るため、以下の環境整備を図る。</p> <p>①「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（SPC法）等資産流動化法制について、多様な投資商品の提供を促進するため、投資者保護の視点も踏まえ、早急に結論を得るべく積極的に制度整備の検討を進める。</p>

②住宅金融公庫債権等の証券化について検討し、早急に結論を得る。 ③証券化商品に対する政府系機関等による信用補完の活用を図る。 ④再開発に係る都市計画・建築規制の緩和措置をさらに積極的に活用する。 ⑤定期借家制度の創設を内容とする「借地借家法の一部を改正する法律案」の早期成立を図る。
②技術開発活性化等のための環境整備（省略）
③中小企業・ベンチャー企業の育成（省略）
④産業競争力強化のための税制
経済再生、産業の競争力強化等に資する見地から、新規産業の育成、企業財務の健全化、組織の戦略的変更、資産流動化の促進等のために必要な税制や企業年金制度の見直しに伴う措置、連結納税制度などについて検討し結論を得る。

（出所）「産業構造転換・雇用対策本部」より野村総合研究所作成

表3 「雇用創出・産業競争力強化のための規制改革」における金融分野

企業の事業再構築のための環境の整備、年金資産の充実等を図るため、金融機関の株式保有制限の運用を明確化するとともに、社債の決済期間の短縮化、共済組合の資産運用対象の拡大等について所要の検討を進める。 (1) 債務株式化のための環境整備及び5%ルールの運用の明確化・弾力化 債務者と債権者との間の合意に基づき債務の株式化を活用できることとするための環境整備を早急を図るため、金融機関による株式保有制限（5%ルール）に関し、独占禁止法第11条の認可の考え方の明確化を図るとともに、銀行法施行規則の所要の改正を行う。 (2) 店頭市場の改革及び規制緩和 ベンチャー企業の育成等に配慮し、店頭市場の充実を図るとともに、一層の透明化を推進する。 (3) 社債市場の育成及び規制緩和 社債等登録法の改正を含めた社債決済システム全般の検討を行い、決済期間の短縮化等社債市場の育成のための環境整備を進める。 (4) 年金の資産運用対象の拡大 厚生年金積立金の自主運用の検討・実施状況を踏まえ、共済組合においても、運用管理体制の充実等を図りつつ、資産運用対象の拡大等を検討する。 (5) 企業年金に対する持合株の抛出の推進 企業年金に対する抛出に関し、現金のみならず株式による抛出を推進する。 (6) 企業会計原則のグローバル化及び土地含み益の顕在化 土地の含み損益を貸借対照表に注記することについて、投資家保護の観点から、検討に着手する。 (7) 中小企業の範囲の見直し 中小企業基本法改正を睨み、中小企業施策において、技術革新等の中小企業の経営革新及び創業支援の推進を図るとともに、中小企業の範囲の見直しを早急に行う。
--

（出所）産業構造転換・雇用対策本部

3. 産業再生法による事業再構築

産業再生法は、事業再構築の円滑な遂行を助け、創業及び中小企業者²による新事業の開拓を支援し、経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図るといふ、3 つの柱からなる。本稿では、事業再構築を中心に取り上げる。

1) 特例の対象となる事業再構築とは

産業再生法による特例の対象となる「事業再構築」とは、事業者が現在または新規の事業に関わらず、他の事業に比べて「現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業」（＝中核的事业）、つまりコア事業の強化を目指したもので、以下の活動が例示されている（2条2項）。

①生産性の相当程度の向上を図るための「事業構造の変更」

- ・ 合併、営業（資産）の譲受け、会社の買収、他社との合弁、増資等を通じた中核的事业の開始、拡大や効率化
- ・ 施設撤去、設備廃棄、営業（資産）の譲渡、子会社の売却、清算等を通じた事業の縮小又は廃止

②既存の経営資源を合わせて行う事業の分野・方式の革新

- ・ 新商品および新サービスの開発・提供により、既存の商品やサービスの構成が相当程度変化させること。
- ・ 商品の新たな生産方式の導入や設備の能率向上により、商品の生産を著しく効率化すること。
- ・ 商品の新たな販売方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入により、著しい効率化や新たな内需を相当程度開拓すること。
- ・ 新たな原材料、部品などの使用や新たな購入方式の導入により、商品の生産コストを相当程度低減すること。

上記のように、法定要件は「相当程度」「著しい効率化」という抽象的な表現とされており、この認定基準は、同法所管の通産省による同法施行規則及び実施告示に委ねられた。通産省は9月6日にこの認定基準案を公表し、同月22日までの意見募集期間を経て、同月30日に告示した（産業再生法施行規則、同法の施行に係る指針を指定した件）。認定基準における数値基準の設定に当たっては、過去の平均的企業の実績値や成功事例等を参考としつつ、企業の目標値として妥当な水準となるよう配慮されている（表4）。

² 産業再生法における中小企業者の該当要件は業種によって異なる。「工・鉱業、運輸業」では資本（出資）総額が1億円以下または従業員数が300人以下、「小売、サービス業」では資本（出資）総額が1000万円以下または従業員数50人以下、「卸売業」では資本（出資）総額が3000万円以下または従業員数100人以下、などとなっている（2条5項1,2,3号）。こうした要件に該当する会社または個人のほか、企業組合、協業組合などであってもよい。

表 4 認定基準

法定要件		事業再構築計画、活用事業計画の内容
向上 相当 程度の 生産性 の	以下のいずれかに該当することが、客観的に明らかである場合（法3条6項） ①自己資本当期純利益率（ROE）が2%以上上昇すること。 ②有形固定資産回転率が5%以上上昇すること。 ③従業員1人当たりの付加価値額（＝営業利益＋人件費及び減価償却費）が6%以上上昇すること。	
	事業再構築行為	資本の増加：株式の払込みにより資本の額を3%以上増加させること（法2条2項1号イ）。
施設の撤去：撤去する施設の帳簿価額が保有する全施設の帳簿価額の合計額の5%（複数施設の撤去の場合は10%）以上であること（法2条2項1号ロ）。		
設備の廃棄：廃棄する設備の帳簿価額が保有する全設備の帳簿価額の合計額の5%（複数設備の撤去の場合は10%）以上であること（法2条2項1号ロ）。		
商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化：新商品又は新たな役務の売上高の合計額が全事業の売上高の1%以上となること（法2条2項2号イ）。		
新たな需要の開拓：事業再構築期間中の当該商品又は当該役務の売上高の伸び率（%）が過去3事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値（%）を5以上上回ること（法2条2項2号ハ）。		
生産に係る費用の低減：当該商品に係る1単位当たりの製造原価が5%以上低減すること（法2条2項2号ニ）。		
基準 「著 しい 」の	商品の生産の効率化：当該商品に係る1単位当たりの製造原価が5%以上低減すること。ただし、当該商品に係る1単位当たりの材料費の低減が困難と認められる場合には、製造原価から材料費を控除した額を10%以上低減することでも可（法2条2項2号ロ）。	
	商品の販売もしくは役務の提供の著しい効率化：当該商品又は役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減されること（法2条2項2号ハ）。	

（出所）野村総合研究所

（1）認定プロセス

事業者は、2003年3月末までに、実施しようとする事業再構築に関する計画を主務大臣（通産、運輸、郵政、建設、農林水産など）に提出して、その認定を受ける必要がある。

事業者は、事業再構築に関する計画を、単独であるいは共同して作成し、主務官庁の認定を受けることになっている。「事業再構築計画」には、①事業再構築の目的、②事業再構築の内容及び実施時期、③事業再構築の実施に必要な資金の額及びその調達方法、④事業再構築に伴う労務に関する事項を記載しなければならない。前述の認定基準案によると、実施計画は原則3年が期限とされている。

事業再構築計画は認定後公表される。認定を受けた事業者がその認定に係る事業再構築計画を変更できるが、その変更についても主務大臣の認定が必要である。

（2）MBO及びEBOのスキーム

認定事業者の経営資源が認定された「事業再構築計画」を実施しても有効に活用できない場合に、認定事業者以外の事業者（活用事業者という）が、この経営資源を活用する事

業を行うための「活用事業計画」を作成して、主務大臣の認定を受けることができる。

この場合の活用事業者には、認定事業者から事業の全部又は一部を譲り受けこれを継続して実施しようとするため、その経営について相当程度の支配力を有する者として一定の要件³に該当する、認定事業者の取締役又は従業員であった者が対象となっている（6条）。これは、MBO（経営陣による買収）及びEBO（従業員による買収）を活用事業者の1つのタイプとして支援するものである。

「活用事業計画」には、①活用しようとする認定事業者の経営資源の内容、②活用事業の内容及び実施時期、③活用事業に必要な資金の額及びその調達方法、が記載されなければならない。活用事業計画も、事業再構築計画と同様原則3年間を超えないものとされる。

4. 事業再構築に関する諸特例

認定事業者による事業再構築に関しては、①現物出資等における検査役調査の省略、②役員へのインセンティブ・ワラントの付与、③営業全部の譲受けの簡易な手続きの容認、④無議決権株式の発行枠の拡大、⑤債務の株式化などの特例措置が講じられている。なお、認定事業再構築計画と認定活用事業計画の場合とで、特例の扱いは異なる。

1) 現物出資等における検査役調査の省略

会社は、現金以外の保有資産を出資して会社を設立したり、増資したりする現物出資では、その目的となる財産は、動産、不動産、債権、有価証券、特許権や営業権（のれん）などである。この場合、その資産額が過大に評価されることがないように、その資産額の公正性・妥当性を確保するため、裁判所に検査役の選任を請求しなければならない（商法173条）⁴。だが、この手続きには時間とコストがかかるため、回避される傾向がある。

産業再生法では、「認定事業再構築計画」に基づいて、事業者が現物出資や営業譲渡に伴い、新たに設立される会社の発行済株式総数の過半数を取得する場合には、検査役の検査は要しないとされた。ただし、定款記載事項が相当であると証明を受けるため、弁護士、公認会計士又は監査法人による調査を受けなければならない。こうした特例は、株式交換制度・株式移転制度の場合と同様である（商法354条）。

³ 認定基準案では、①新たに設立された会社の発行済株式（議決権のある者に限る）の1/3以上を自主的に取得・保有した場合、または②発行済株式（同）の1/5以上を自主的に取得・保有し、かつ、少なくとも1人が新たに設立された会社の代表取締役であることが、示されている。

⁴ ただし、①出資の対象となる資産価額が資本の1/5を超えず、かつ500万円を超えない場合、②取引所の相場のある有価証券が出資される場合で、定款に定めた価格が相場を超えない場合、③不動産が出資される場合で、定款所定の事項につき弁護士の証明と不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合は、検査役の調査は不要である（商法173条2項、3項）。

2) 関係会社の役職員へのインセンティブ・ワラントの付与

現行商法上、ストック・オプションの付与対象者は、その発行会社の役職員に限られている（商法 210 条ノ 2 第 2 項第 3 号、280 条ノ 19 第 1 項）。現状では、子会社・関係会社の役職員に対しては、新株引受権附社債の新株引受権証券を付与する、いわゆるインセンティブ・ワラントを発行する方法をとることが多い。

産業再生法では、ストック・オプションの対象者を関係事業者となる会社の役職員に拡大している。認定会社は、その関係事業者の取締役又は使用人をストック・オプション付与の対象者とすることができる（9 条）。

なお、MBO 及び EBO の場合は、新株引受権方式で付与される株式数とオプション未行使株数の合計額が発行済株式総数の上限は $1/4$ （原則 $1/10$ ）まで拡大されている（産業再生法 9 条 3 項、商法 280 条ノ 19 第 3 項）⁵。

3) 営業全部の譲受け及び営業の譲渡に関する特例

営業の全部の譲受けを行うには、株主総会の特別決議が必要である（商法 245 条）。産業再生法では、簡易合併や簡易株式交換と同様の手続きを導入した。「認定事業再構築計画」に基づき、他の会社から営業の全部を譲り受ける場合において、営業の譲受けの対価が、譲り受ける会社の最終の貸借対照表上の純資産額の $1/20$ 以下であれば、株主総会における特別決議による承認は不要である（10 条）。この場合、譲受けについての取締役会の決議を要し、株主に対しては同決議後 2 週間以内に、公告又は通知しなければならない。営業の譲受けに反対する株主に対しては株式買取請求権手続きを定め、反対株主が発行済株式総数の $1/6$ 以上となった場合は、原則どおり株主総会の特別決議が必要となる。

また、営業譲渡の際の債務の移転について、全債権者の同意を得る必要はなく、異議がある場合に申し出るよう個別催告するだけで、事実上の一括移転をすることができる（11 条）。

4) 債務の株式化

認定事業者が「認定事業再構築計画」に従って、債務を消滅させるために、債権者に対して株式を発行することが認められている。米国においてデフォルトしたあるいはそのおそれのある企業に対して債権者がその存続と再生のために行われる、いわゆる債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を認めるものである⁶。債務の株式化に当たっては、

⁵ 新規事業法及び郵政特例法上の認可会社は、同様に、それぞれ、発行済株式総数の $1/3$ 、 $1/5$ まで拡大されている。

⁶ 橋本基美「米国におけるデット・エクイティ・スワップ」『資本市場クォーターリー』99 年春号参照。

認定事業者は債権者との合意など、一定の要件に該当することが必要となる。

なお、法制審議会倒産法部会が、99年7月23日に了承した「民事再生法（仮称）」⁷要綱案では、デフォルトの蓋然性の高い企業に対する新たな再建手続きとして「債務の株式化」を認めることが示された⁸。債務の株式化は、商法に直接的な規定はなく、会社更生あるいは破綻のおそれのある企業の救済策としての民事再生法における制定前に、産業再生法においていち早く認められることとなったわけである。

債務の株式化に伴い、債権者である金融機関が独占禁止法の5%の許容基準を超えて対象会社の株式を保有することが懸念されている。公正取引委員会は、9月6日にまとめた運用指針案において、金融機関が発行済株式総数の5%（保険会社は10%）を超えて保有する場合には、事前に公正取引委員会の認可を個別に受ける必要があるとしている。公正取引委員会の審査において、産業再生法に基づく事業再構築計画をもっている事業会社の株式について金融機関の保有が5%（同10%）基準を超えても、①事業会社に対する支配が強くなりすぎない、②特定業種の競争が実質的に制限されないと判断された場合には、認可後1年間の保有が認められるもようである。

5) 無議決権株式の発行枠の拡大

債務の株式化に際し、債務に対して無議決権株式を発行する場合は、発行済株式総数の1/2（商法では1/3）までを上限としている（13条）。また、MBO及びEBOにより設立された会社（特定認定活用事業者）が無議決権株式を発行する場合にも、発行済株式総数の1/2を超えない範囲で発行することができる（産業再生法12条、商法242条1項、3項）。

6) 税制上の優遇措置

産業再生法とセットで導入された租税特別措置法では、以下のような事業再構築に係る税制上の優遇措置が図られている。これらの適用条件も、通産省の認定基準に基づくことになる。

- ・ 特定設備の廃棄等により生じた損失につき、「繰越控除期間を7年（通常は5年）に延長する」か「前1年間の繰戻し還付を受ける」かの選択適用が認められている。
- ・ 共同出資子会社（持分25%以上）への現物出資により生ずる譲渡益に対する課税は繰

⁷ 会社の再建型の倒産手続きとしては、商法上の会社整理、会社更生法と和議法がある。民事再生法は株式会社以外の法人や中小企業等にも広く利用できるようにするほか、現経営陣を維持したままの再建を可能とする。なお、民事再生法に伴い、和議法は廃止される。

⁸ 昨今の経済情勢、企業の経営破綻への懸念から、法制審議会倒産法部会において、98年9月より、企業の新たな再建手続きの導入のための本格的な議論が行われ、異例の早さで、99年7月23日に「民事再生法（仮称）」と名付けられた要綱案が承認された。民事再生法要綱案は、8月下旬の法制審議会商法部会で承認後、99年秋の臨時国会に上程され、2000年4月施行と新再建手続きの導入スケジュールも前倒しされている。

り延べられる。

- ・土地・建物等の買い換えに伴い、圧縮記帳を適用できる。
- ・特定業種の事業革新設備の取得に対し、特別償却が認められている。

そのほか、表 5 のように、会社設立、合併及び増資等に要する登録免許税の軽減が図られている。

表 5 登録免許税の軽減税率一覧

	現行税率	軽減税率
①株式会社又は有限会社の設立・増資	7/1000	3.5/1000
②合併による株式会社又は有限会社の設立又は増資 (消滅した会社の資本の金額を超える増資分)	1.5/1000 (7/1000)	1/1000 (3.5/1000)
③債務の株式化(消滅する債務に対応する部分のみ)	7/1000	2/1000
④法人の設立等の場合における不動産又は船舶の所有権 の取得(⑤を除く)	不動産 50/1000 船舶 28/1000	不動産 35/1000 船舶 23/1000
⑤合併による法人の設立等の場合における不動産又は船 舶の所有権の取得	不動産 6/1000 船舶 4/1000	3/1000

(出所) 野村総合研究所

5. 会社分割法制の中間試案

株式交換制度・株式移転制度をとりまとめた法制審議会商法部会では、間を置かず、「会社分割法制」を創設するための検討に着手した。「会社分割」とは、会社が事業の 1 つ以上の部門を切り離して、独立させるあるいは他の会社に移転させることである。現行法上、会社分割に関する規定はないが、現物出資、事後設立、財産引受などの規定に基づいて行うことができるが、複数の手続きが必要となり実務上煩雑である。また、分割された会社の株主に、分割された事業を引き受けた会社の株式を割り当てられるかどうかについても規定がなく、解釈上はできないとされている。

「会社分割法制」は、上記の効果を独立した手続きで行えるような規定を新たに創設しようとするものである。産業競争力会議において、規制緩和推進計画におけるスケジュールを前倒して「会社分割法制」を早期に創設すべきであるとされたことを受け⁹、99 年 7 月 7 日に法制審議会商法部会から商法改正要綱の中間試案が公表された¹⁰。会社分割法制創設のための商法改正法案は、2000 年中の施行を目指し、次期通常国会に上程される見通しである。

⁹ 99 年 3 月 30 日に閣議決定された「規制緩和推進 3 カ年計画」では、「会社分割法制」については 2000 年度までに検討し、結論を得ることとなっている。

¹⁰ 99 年 9 月 1 日がコメント締切日になっている。

1) 会社分割の法定形式

中間試案では、会社分割として「新設分割」と「吸収分割」という 2 つの形式が考えられている（図 3）。「新設分割」とは、新たに会社を設立し、その会社に資産・負債の一部を現物出資するというものである。「吸収分割」とは、既存の会社に資産・負債の一部を現物出資するもので、「新設分割」と「吸収合併」を同時に行うものがある。いずれの場合も、裁判所の選任する検査役の調査を要しないものとされている。

「会社分割制度」が適用されるのは、分割により設立された会社の株式を分割する会社が保有する「分社型の会社分割」と、分割により設立された会社の株式を分割する会社の株主に分配する「分割型の会社分割」の両方となる（図 4）。

また、合併や株式交換と同様、株主総会の承認を必要としない簡易な手続きで会社分割を行える簡易分割制度も示されている。

2) 会社分割手続き

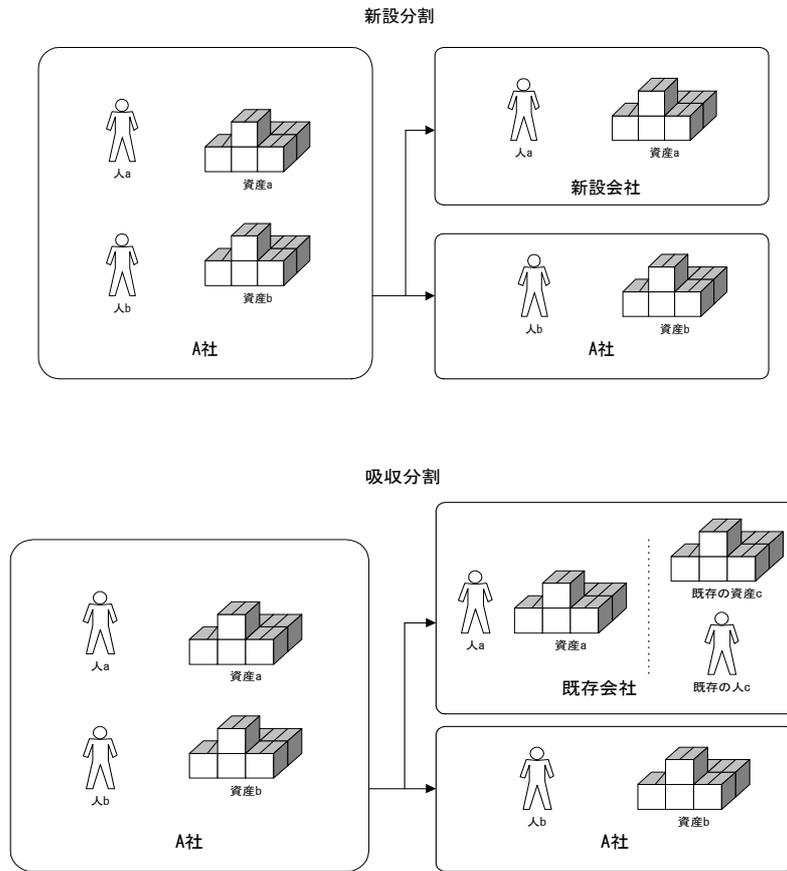
(1) 新設分割

① 分割計画書

新設分割では、「分割計画書」を作成し、株主総会において特別決議による承認が必要となる。「分割計画書」には、①分割によって新設される会社の定款規定、②分割に際して発行される株式の種類及び数と、分割する会社又はその株主に対する株式の割当てに関する事項、③新設される会社の資本の額及び準備金に関する事項、④新設される会社が承継する財産及び債務に関する事項、⑤新設される会社の取締役及び監査役の氏名、⑥新設される会社が分割に際して発行する株式を分割する会社の株主に割り当てるときは、分割する会社の分割後の資本の額及び準備金に関する事項、⑦分割する会社が分割に際して株式の消却又は併合するときはその旨、⑧分割すべき時期、⑨複数の会社が共同して分割により会社を設立するときはその旨、を記載することとなっている。

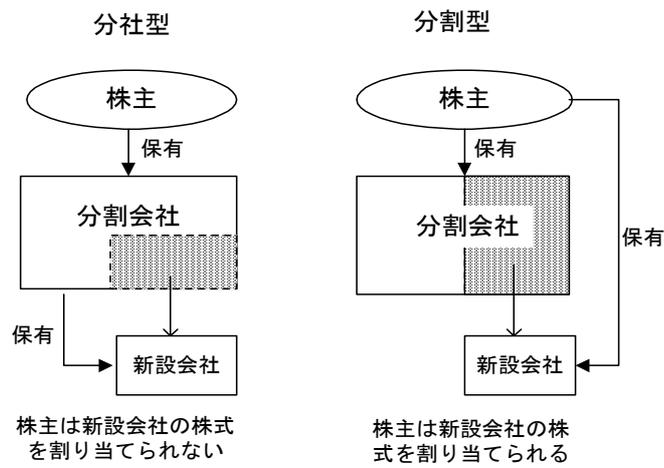
②では、分割する会社のほか、分割する会社の株主にも新設される会社の株式を割り当てることを認めている。⑥については、分割により既存の会社の財産が減少する必要があるが生ずるが、分社型の会社分割の場合には、移転した財産に見合った株式を取得することになるため、その資産状況に変動はなく、分割する会社の資本を減少させる必要はない。⑦は、分割により既存会社の純資産が減少するが、発行済株式総数が不変であれば、1 株当たり純資産額が 5 万円（法定下限）未満となる可能性があることに鑑み、分割と同時に株式の消却又は株式併合を行うことを認めるものである。

図3 会社分割の法定方式



(出所) 野村総合研究所

図4 分社型と分割型



(出所) 野村総合研究所

なお、分割する会社と分割により新設された会社の双方が、分割後 20 年間は同一のあるいは隣接する市町村において同一の営業をすることは原則禁止されるが、「分割計画書」に特段の定めをすれば可能とされる。

②債権者及び株主への対応

分割型の会社分割では、資産とともに負債も新設される会社に移転することから、債権者に対する保護手続きに留意しなければならない。民法上、免責的な債務引受には、債権者の個別の同意が必要だが、多くの債権者がいる場合、この同意を得る手続きは非常に煩雑なものとなる。したがって、会社分割では、株主総会における承認決議後 2 週間以内に、その旨を開示し、会社分割に異議のある債権者に対しては弁済等をし、異議のない債権者については会社分割を承認したものとみなすよう図られている。

既存会社の株主に対しては、会社分割に関する書類の株主総会前後の本店開示が行われるほか、会社分割に反対の場合の株式買取請求権が認められている。

(2) 吸収分割

吸収分割では、分割する会社と分割される事業部門を引き受けることになる第三の会社において「分割契約書」がまず締結されることになる。

「分割契約書」は、「分割計画書」と以下の点で異なる。分割する会社の株主に承継する会社の株式が割り当てられる場合に、割当比率に関する事項及び、割当比率の計算上の調整の必要から分割する株主に分割交付金が支払われる場合にはその旨の記載が必要とされる。そのほか、相手方会社における分割契約書の承認総会期日、承継する会社において分割に際して新たに選任しようとする取締役及び監査役の氏名を記載することになる。

債権者保護手続き、反対株主の買取請求権等は、新設分割の場合と同様である。

(3) 簡易な分割手続き

分社型の新設分割では、新設される会社が分割する会社から承継する財産の価額から承継する債務の額を控除した額が、最終の貸借対照表により分割する会社に現存する純資産額の $1/10$ を超えない場合、既存の株主に与える影響が少ないことから、株主総会の承認決議は要しない簡易な手続きが考えられている。

吸収分割の場合は、分割する会社及び承継する会社それぞれにおいて、以下の要件を満たす場合には、それぞれの株主への影響が軽微であることから、株主総会における承認は要しない簡易な手続きをとることができる。分割する会社においては、分割新株を株主に割り当てない場合で、承継される財産の価額から債務の額を控除した額が分割する会社の最終貸借対照表における純資産額の $1/10$ を超えないことが要件となる。承継する会社においては、分割新株の総数が、その会社の発行済株式総数の $1/20$ を超えないことが対象となるが、分割する会社の株主に分割交付金の支払いを定めた場合には、その金額が承継

する会社の最終の貸借対照表上の純資産額の1/50を超えていないことが条件となる。

6. 今後の展望

産業再生法の成立を受けて、事業再編の気運が高まりつつあるようだ。新日本製鐵、住友金属工業、川崎製鉄の3社が、過剰設備の廃棄に向けて、業務提携を発表するなど、産業再生法の特例を視野に入れた計画発表が相次いでいる。だが、税制優遇の恩恵を受ける以上、産業再生法の適用を受けられる事業再構築は限定的なものであるはずだ。

また、合併や営業譲渡など組織変更については、通常コーポレート・ガバナンスにおけるステイク・ホルダーである株主が最終的な決定権限を握っているが、産業再生法では、事業再構築を行いうるかについて、株主による議決の前に、主務官庁の判断が前提となること自体、先進国において事例を探すことは難しい。ドイツでは、合併や営業譲渡など組織変更に関わる事項を規定した事業再編成法及び事業再編成税法が95年から施行されているが、企業は、同法に基づき、自発的に事業再編を遂行することができる¹¹。

合併、営業譲渡による分社化といった企業の事業再編は、こうした法整備が行われる以前においても可能であったし、実際に行われてきた。にもかかわらず、一連の新たな企業再編制度の導入ニーズが高まった理由には、こうしたコーポレート・アクションが迅速に行われることが企業経営にますます大きな影響を与えるようになってきていること、そして、市場がそうした企業の事業再編等に伴う改革の努力を、企業評価に当たってセンシティブに織り込むようになってきていることが考えられる。

株式の企業間の持合解消が粛々と進んでいる現状において、経営効率が悪いと評価される企業に対しては、市場からの事業再編の圧力は一層高まるであろう。米国企業に比べて、強固な買収防衛策を持ちえているとはいえない我が国企業において、迅速な事業再構築が行われないのであれば、M&Aを通じた企業の活性化なども活発に行われると考えられる。

2000年度には、会社分割手続きや民事再生手続きなども立法化され、企業再編のための新たな法整備はほぼ完了する。また、政府は、産業再生法上の商法の特例措置を2003年4月以降、恒久化する方針を表明している¹²。企業再編にはスピードもさることながら、そのための手段を自主的選択・遂行できることが経営に対する取締役の責任、株主の理解という観点から最も重要である。連結会計及び時価会計の本格的移行を間近に、我が国企業はこうした事業再編手段を駆使し、従来に増して企業グループ全体の経営資源の適正な配分に留意する必要があるだろう。

(橋本 基美)

¹¹ 中村実・村上武・大谷貞教「企業法制・税制の改革に向けて」『財界観測』（1998年11月）参照。

¹² 99年8月9日付け日本経済新聞による。